

熊谷市土砂等のたい積 の規制に関する条例 について

条例の概要及び許可申請等の手引き

熊谷市環境部環境推進課

電話 048-536-1556 (直通)

令和3年6月

目次

1	土砂等のたい積の許可手続き	1
2	土砂等のたい積の基準	3
3	土砂等のたい積の標準断面図	4
4	たい積の基準以外の許可の基準	6
5	土砂等のたい積に係る変更の許可等	8
6	土砂等のたい積の許可の取消し	8
7	許可申請者、許可事業者の義務	9
8	汚染された土砂のたい積の禁止	9
9	土壌基準	10
10	許可事業者が行うたい積に係る土地の汚染調査	11
11	命令等	12
12	罰則	13
13	書類等の提出先等	14
14	提出書類一覧	15
15	土砂等のたい積の許可の流れ	17
16	土砂等のたい積に係るチェックリスト	18
◆	付録（申請書・届出書等書式集）	19

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例について

熊谷市では、無秩序な土砂のたい積を防止することにより、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、「熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例」で、規制を行っています。

この条例では、土砂等のたい積を、「埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。」と定義しており、山間部の谷地の埋立て、農地改良等、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行ったりする行為やストックヤード等土砂をたい積する行為を対象としています。

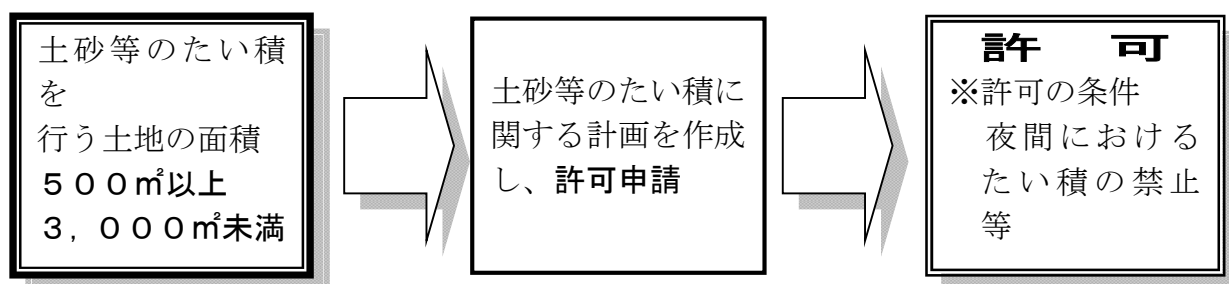
また、汚染された土砂等（「土壌基準」に適合しない土砂）のたい積を禁止するものです。

1 土砂等のたい積（埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積）の許可手続き

(1) 土砂等のたい積の許可手続き

土砂等のたい積を行おうとする者は、土砂等のたい積を行う土地の区域の面積が、500平方メートル以上3,000平方メートル未満のときは、土砂等のたい積に関する計画を定め、市長の許可を受けなければなりません。

（3,000平方メートル以上のときは、埼玉県知事の許可が必要です。）



許可の基準に適合

許可の基準

- 1 土砂の流出、崩壊等を防止する上での基準（土砂等のたい積の基準）
 - (1) たい積する土砂等の高さ、のり面の勾配
 - (2) 排水施設、擁壁等
 - (3) 地形等に応じ配慮すべき事項等
- 2 許可申請者等の資力、信用
- 3 計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意 など

(2) 土砂等のたい積の許可の手続きの適用除外

- ① 土砂等のたい積に係る土地の区域の面積が3,000㎡以上又は500㎡未満の土砂等のたい積
- ② 土地造成その他の事業の区域内において行う土砂等のたい積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
- ③ 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で、規則で定めるものに係る行為として行う土砂等のたい積
【例】都市計画法、森林法、道路法、河川法等
- ④ 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂等のたい積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等のたい積
【例】都市計画事業、土地改良事業、道路又は河川に関する事業等
- ⑤ 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等のたい積
- ⑥ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等のたい積
- ⑦ 運動場の砂利敷その他の通常管理行為として行う土砂等のたい積
- ⑧ 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂等のたい積
- ⑨ 製品の製造又は加工のための原材料のたい積
- ⑩ ⑦、⑧に準ずる事業として、市長の確認を受けた土砂等のたい積

(3) 留意事項

- ① 隣接する土地で、1年以内に土砂等のたい積を既に行い、又は現に行っている者が同一であるときは、面積を合算し、その面積が500㎡以上3,000㎡未満となる場合は対象となります。隣接する土地で、1年以内に土砂等のたい積を既に行い、又は現に行っている土地の所有者が同一であるときも同様です。
- ② 「土砂等」とは、土砂、岩石その他の土地のたい積に供される物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものといいます。
- ③ 「土砂等のたい積」とは、埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積をいいます。
- ④ 「たい積区域」とは、土砂等のたい積を行う土地の区域をいいます。
- ⑤ 汚染された土砂等（「土壌基準」に適合しない土砂）のたい積を禁止します。
- ⑥ たい積期間（許可申請期間）は最長で2年を上限とします。

2 土砂等のたい積の基準

(1) 土砂等のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂の高さ及びのり面の勾配に関する基準

- ① 土砂等の高さ（※）は、2 m以内であること。

（土砂等のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂等のたい積に用いる土砂等の安定計算をした結果土砂等のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂等の高さに係る数値以内であること。）

※ 土砂等のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部の高低差（土砂等のたい積前において土砂等のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあつては、その隣接部分の最低部と土砂等のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあつては擁壁の最高部と土砂等のたい積により生じた地表面の最高部との高低差）

- ② 土砂等のたい積により生ずるのり面（※※）の勾配は、垂直1 mに対する水平距離が2 mの勾配以下であること。

（土砂等のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂等のたい積に用いる土砂等の安定計算をした結果土砂等のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂等のたい積により生じたのり面の勾配以下であること。）

※※ 擁壁に覆われたのり面を除く。

(2) 排水施設、擁壁その他の施設に関する基準

- ① 土砂等のたい積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。
- ② 排水施設の構造は、U字溝若しくは素掘側溝又はこれらと同等以上の機能を有する構造であること。ただし、土砂等のたい積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。
- ③ 擁壁は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。

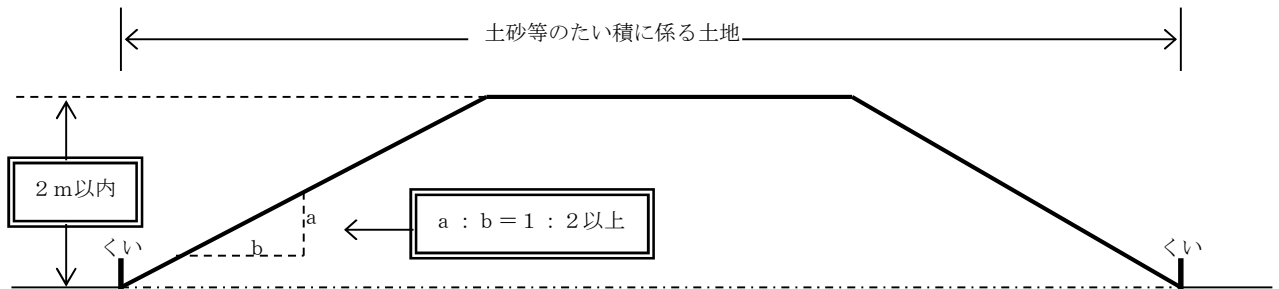
(3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置に関する基準

- ① 土砂等のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂等のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- ② 垂直1 mに対する水平距離が4 m以下の勾配である土地に土砂等のたい積を行う場合は、土砂等のたい積を行う前の土地の地盤と土砂等のたい積に用いた土砂等との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。
- ③ 土砂等のたい積が完了した後に土砂等が崩壊しないように、締固めその他の土砂等のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じ必要な措置が講じられていること。
- ④ 土砂等のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂等のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂等のたい積の高さに相当する長さを確認する等の措置が講じられていること。

- ⑤ 土砂等のたい積に係る土地の周囲が④以外の場合は、土地の境界と土砂等のたい積に係る土地との間隔が1 m以上の距離を確保する等の措置が講じられていること。
- ⑥ 土砂等のたい積による周辺的生活環境への影響を踏まえ、土砂等のたい積を行う時間、期間等が定められていること。
- ⑦ 土砂等のたい積に係る土地の区域を表示するくい等が設置されていること。

3 土砂等のたい積の標準断面図

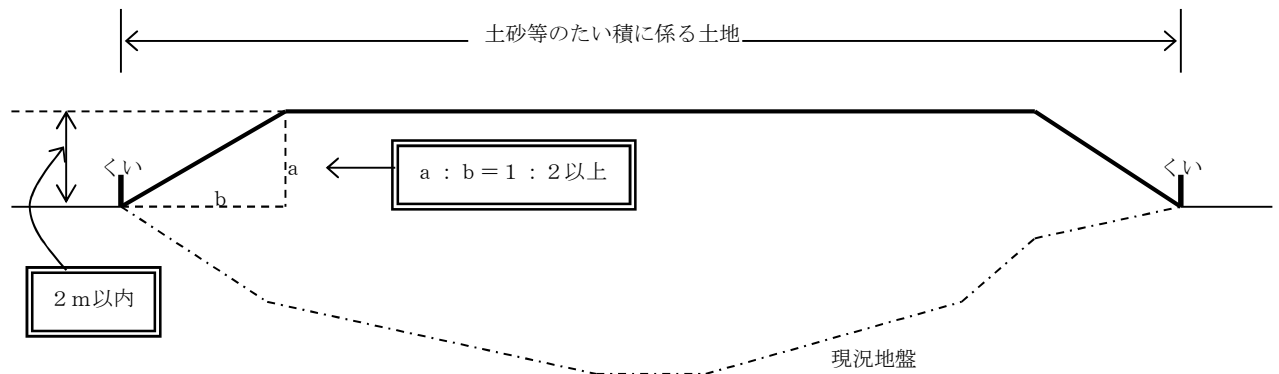
(1) 一般的なたい積（土地が平坦な時）



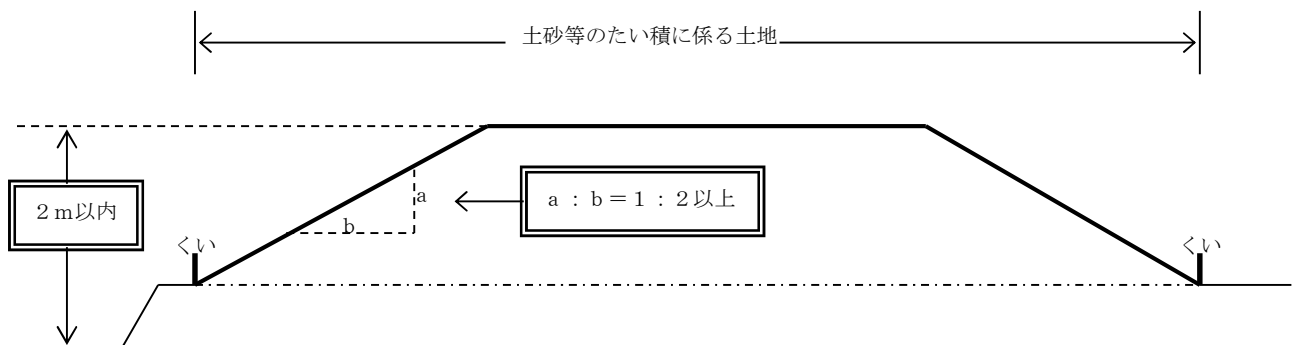
※たい積の基準＝高さ：2 m以内、のり面勾配：「a : b = 1 : 2 以上」

※くいは敷地境界及び土砂のたい積範囲に設置が必要

(2) 穴等の埋立ての場合



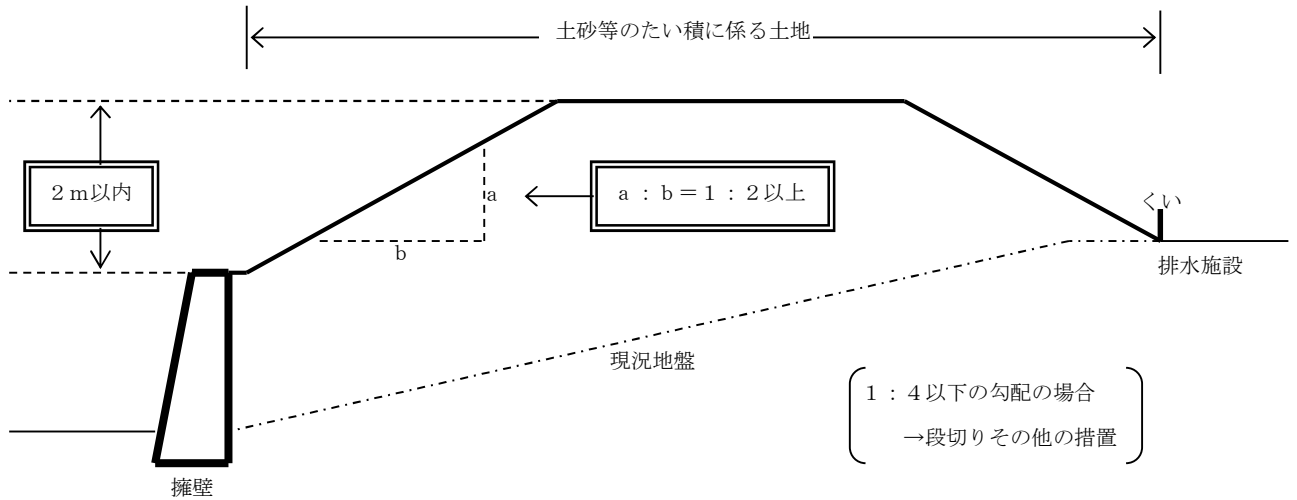
(3) 隣接する土地と高低差がある場合



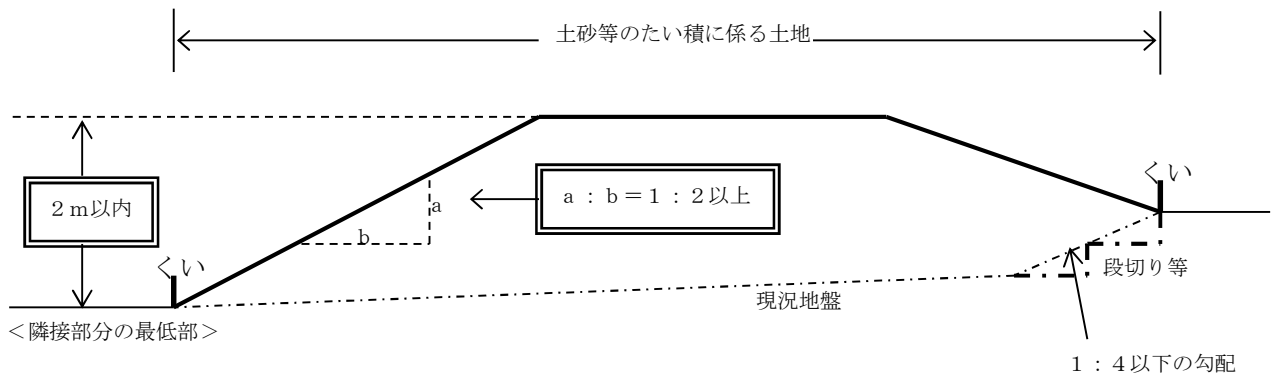
<隣接部分の最低部>

※高低差が2 m以上ある場合には擁壁が必要

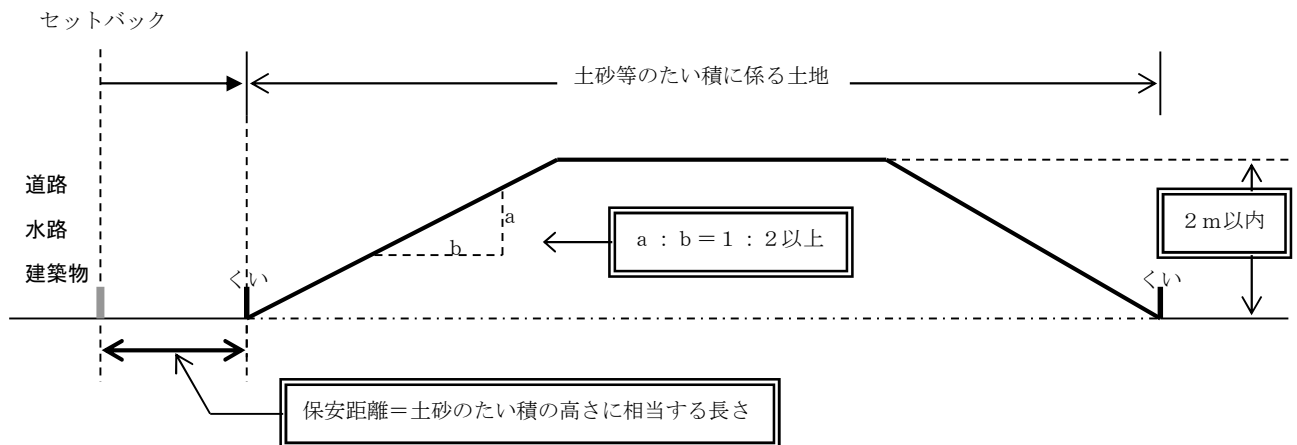
(4) 擁壁を用いる場合



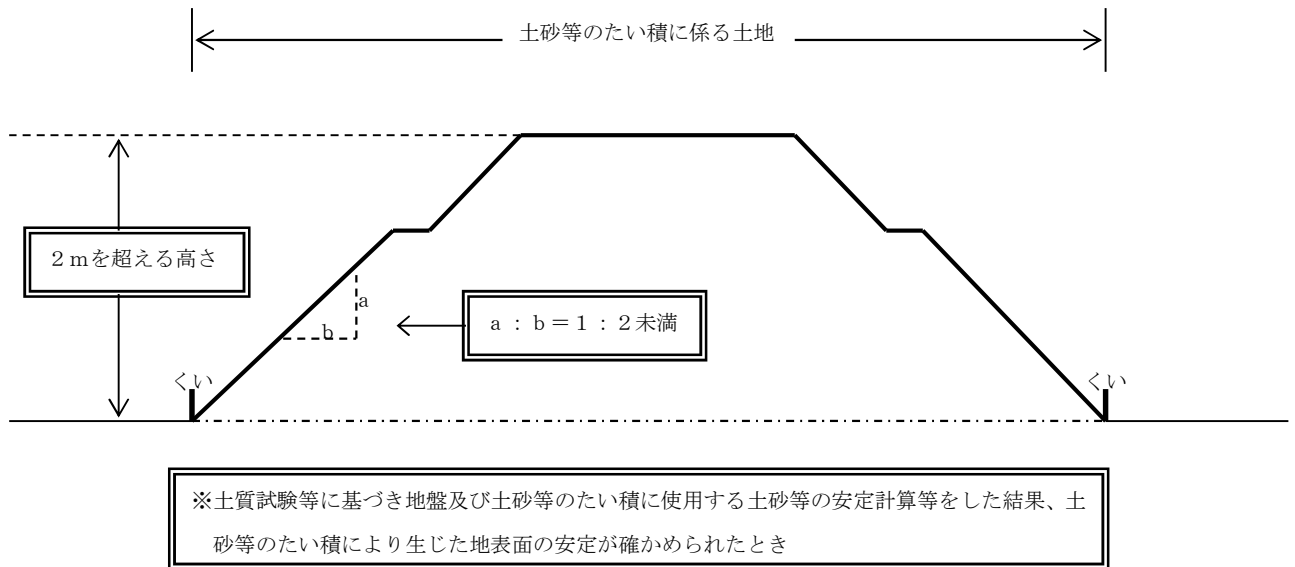
(5) 勾配のある土地の場合



(6) 周辺に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合

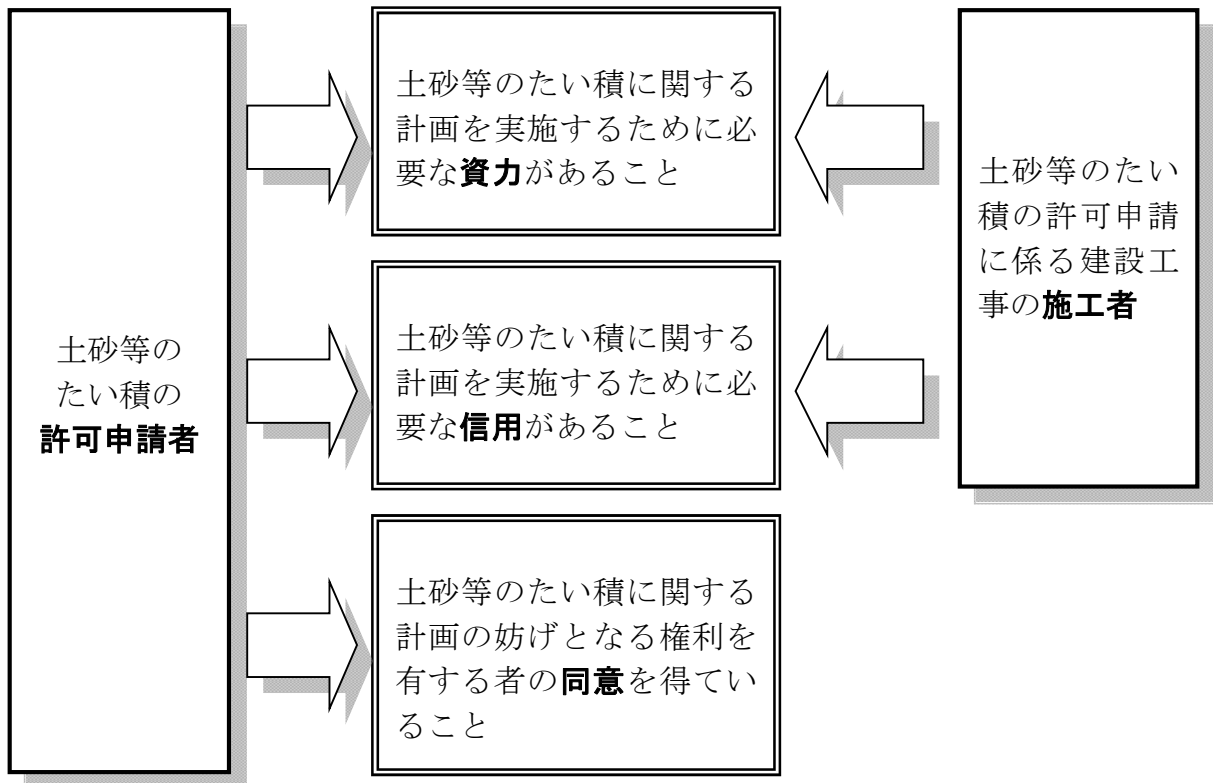


(7) 土砂等のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合※



4 たい積の基準以外の許可の基準

(1) 図表



(2) 事業実施に係るその他の遵守すべき事項

ア 周辺対策

粉じん、騒音、振動及び土砂等の流出に係る防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにすること。

イ 工事の施工時間

(ア) 工事の施工時間（土砂等の事業区域への搬入及び事業区域からの排出に要する時間を含む。）は、午前8時30分から午後5時15分までとすること。

(イ) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下このイにおいて「休日」という。）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいい、休日を除く。）は、工事を施工しないこと。

ウ 交通対策

(ア) 土砂等の搬入経路については、あらかじめ道路管理者と協議すること。

(イ) 土砂等の搬入経路が通学路に指定されている場合は、登校又は下校の時間帯における通行に配慮して、危険防止のために必要な措置を講ずること。

(ウ) 交通誘導員の配置、標識の設置及び安全施設の設置その他の交通安全上の必要な措置を講ずること。

エ 安全対策

(ア) 必要に応じて、事業区域内にみだりに人が立ち入るのを防止するための施設を設置するなど、安全対策を講ずること。

(イ) 工事を施工する際は、隣接地との間に十分な保安距離をとること。

オ 事故対策

(ア) 事業区域の周辺における工作物、樹木、水域等に影響を及ぼし、又は地下水の機能を阻害することのないよう、必要に応じて適切な措置を講ずること。

(イ) 地盤の滑り又は事業区域内の沈下のおそれのある場合においては、地質調査等の適切な措置を講ずること。

(ウ) 雨水その他の地表水については、事業区域内で処理する等適切な措置を講ずること。

(エ) その他市民の身体、生命及び財産に対する危害を防止するために必要な措置を講ずること。

カ 記録及び写真

工事全般にわたって、工事着手前、中間及び完了時における各時点の事業区域の状況を撮影し、事業の完了報告の際、完了報告書に添付すること。

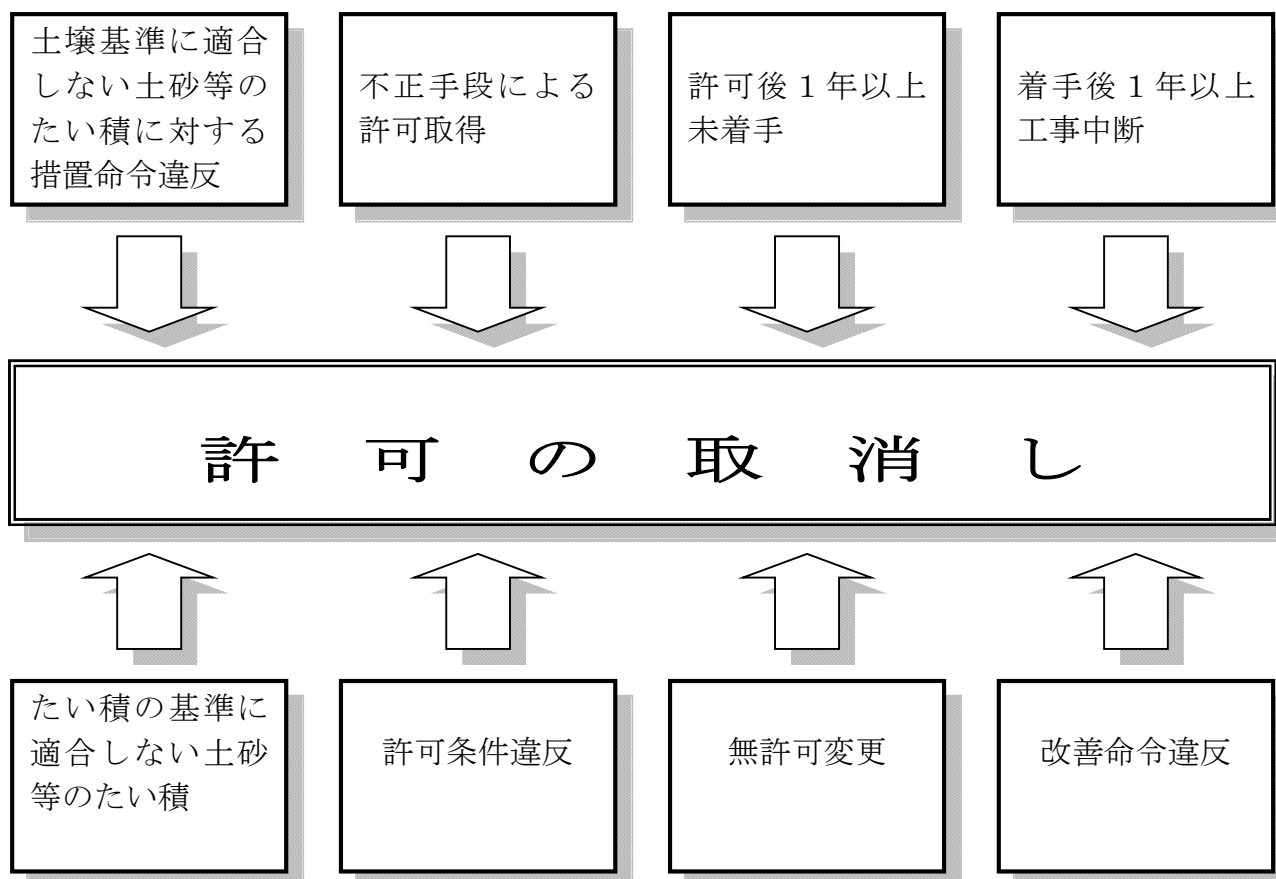
キ その他

工事を施工する場合は、関係法令を遵守すること。

5 土砂等のたい積に係る変更の許可等

許可等の種類	許可等の必要な場合	届出等の時期
変更の許可の申請	たい積に係る面積の変更、たい積の目的の変更、土砂の高さの増加、のり面の勾配の増大、土砂の流出防止施設の計画の変更等の場合	変更をしようとするときは、許可を受けることが必要
変更の届出	氏名、住所等の変更の場合	遅滞なく
	最大たい積時の土砂等の数量の変更、周囲の生活環境の保全のための方策の変更、土砂の高さの減少、のり面の勾配の緩和等の場合	あらかじめ
着手の届出	土砂等のたい積に着手の場合	10日以内
たい積に用いた土砂の採取場所等の届出	土砂等のたい積の着手の日から3月ごと	各期間経過後20日以内
たい積場所の土地の土砂の汚染状況の調査結果の届出	土砂等のたい積の着手の日から6月ごと	調査結果入手次第
完了等の届出	土砂等のたい積を完了した場合 土砂等のたい積を廃止した場合	10日以内

6 土砂等のたい積の許可の取消し

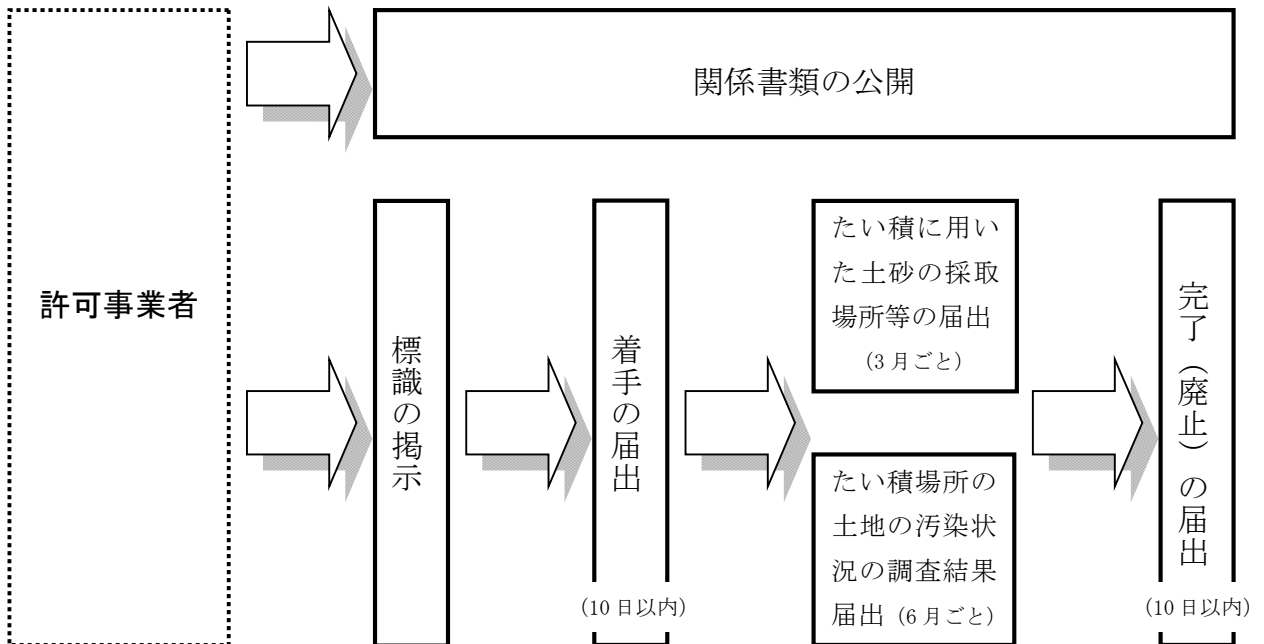


7 許可申請者、許可事業者の義務

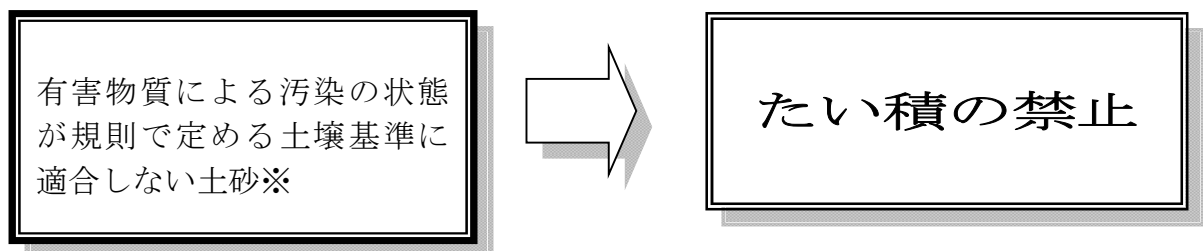
(1) 許可申請者



(2) 許可事業者



8 汚染された土砂のたい積の禁止



※次項の土壌基準（溶出量基準、含有量基準のいずれか共に）を満たしていない土砂

9 土壤基準

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	45mg/kg 以下
六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	250mg/kg 以下
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン) 50 mg/kg 以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	15 mg/kg 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1mg/ℓ以下	4,000mg/kg 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	—
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	—
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	—
P C B	検出しないこと	—
シマジン	0.003mg/ℓ以下	—
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	—
チラウム	0.006mg/ℓ以下	—
有機りん化合物	検出されないこと	—
クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	—
ダイオキシン類	—	1,000pg-TEQ/g

で囲んだ箇所が、本条例で求める汚染調査項目です。

注) たい積の許可後に調査・届出が必要な汚染調査項目は で囲んだ箇所のみですが、それ以外の項目は基準を超えても良いというわけではありません。上表の土壤基準（溶出量基準、含有量基準いずれか共に）に適合しない土砂のたい積は禁止されています。

10 許可事業者が行うたい積に係る土地の汚染調査 (有害物質9物質の土壤含有量調査方法)

—土壤汚染対策法に規定する土壤汚染状況調査— (汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地)

(1) 汚染調査を実施する機関

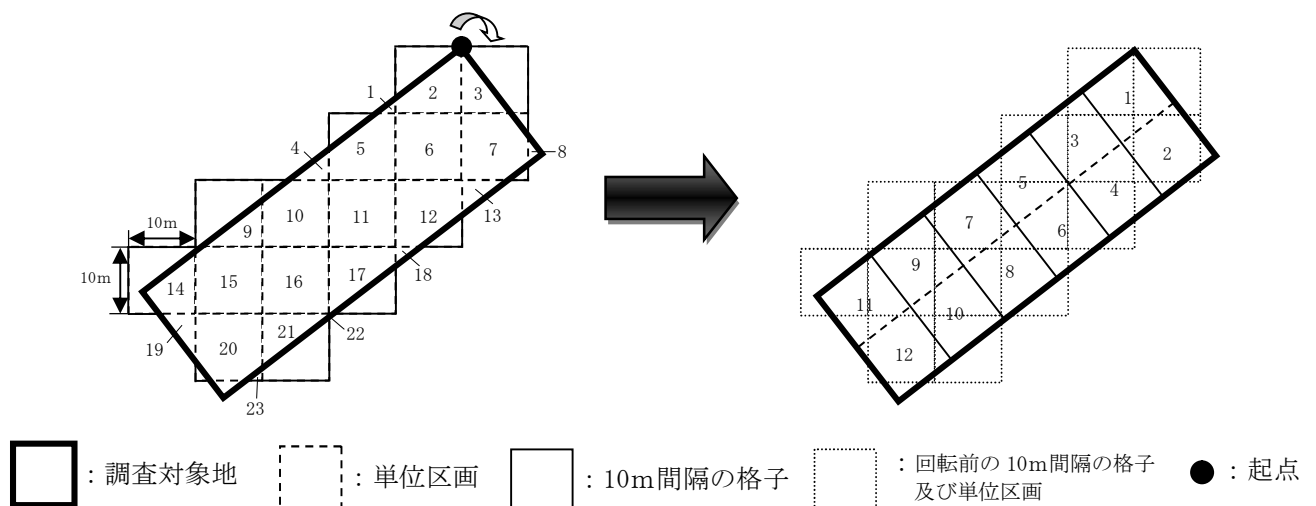
汚染調査（試料の採取を含む。）は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼すること。

(2) 調査対象地の区画の方法

調査対象地の最北端（複数ある場合は、そのうち最も東の地点）を起点として、東西南北方向に10m四方の方向の格子状に、調査対象地を区画すること。

ただし、

- ① 区画数が最も少なくなるように、起点を支点として右に回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。



- ② 区画された調査対象地（単位区画）であって隣接するものの合計の面積が130㎡を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。（統合した単位区画の一辺の長さが20mを超えてはならない。）

(3) 各単位区画ごとに行う試料採取

900㎡単位で試料採取を行うこととし、30m四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの単位区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する（5地点混合法）こと。

(4) 試料の採取地点

試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において、試料の採取を行うこと。

(5) 試料採取の方法

表層（地表から5 cm）の土壌と、5～50 cm間での深さの土壌を採取し、2種類の深さの土壌の量が均等になるように混合すること。

(6) 測定の方法

平成15年3月6日環境省告示第19号（土壌含有量調査に係る測定方法を定める件）に定める方法により測定すること。

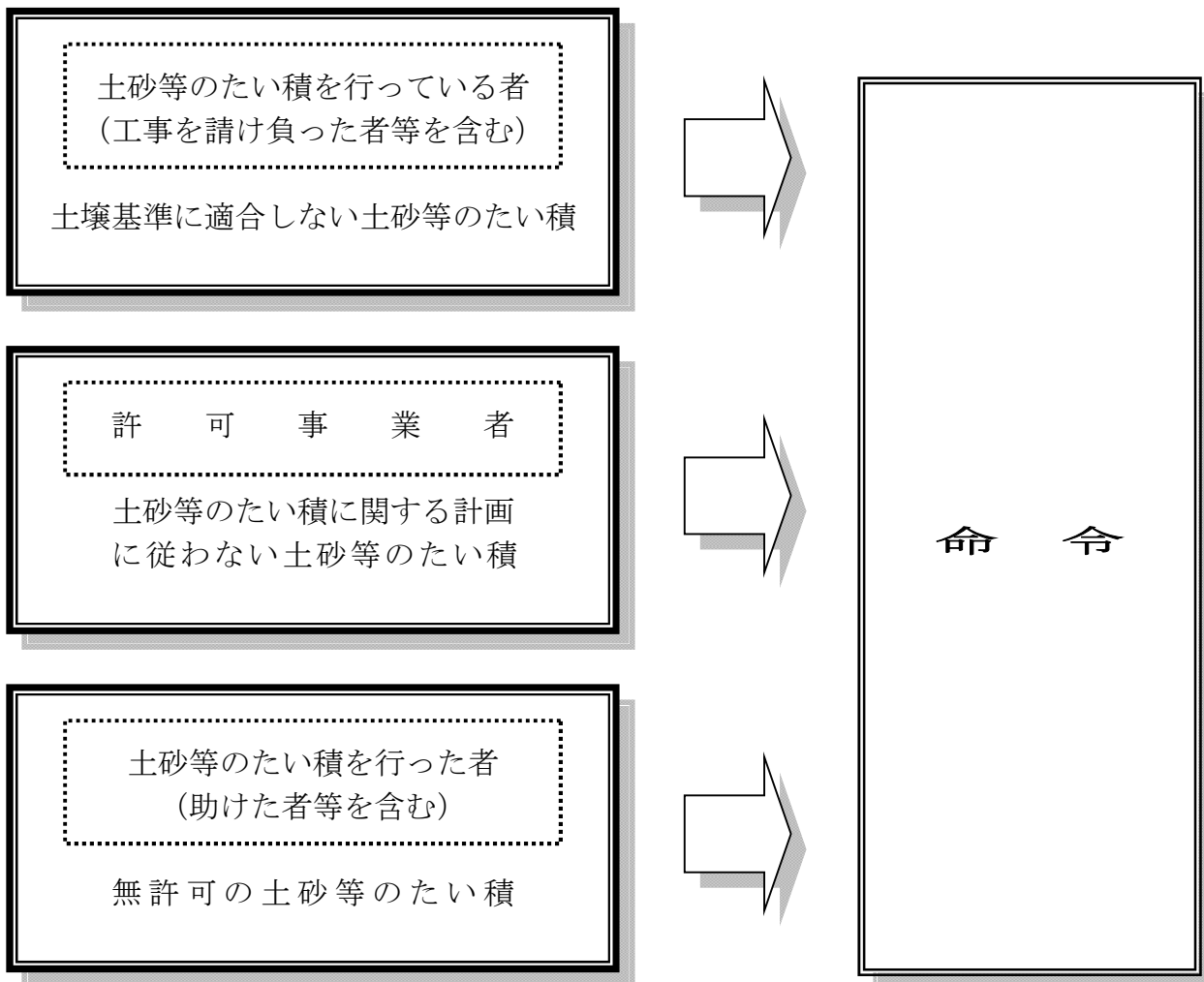
(7) 調査の頻度及び地点数

たい積区域の面積	調査頻度	調査地点数
900 m ² 未満	完了または廃止のとき	1 地点以上
900 m ² 以上	土砂等のたい積に着手した日から6月ごと及び完了または廃止のとき	土砂等のたい積を行った土地について900 m ² ごとに1 地点以上

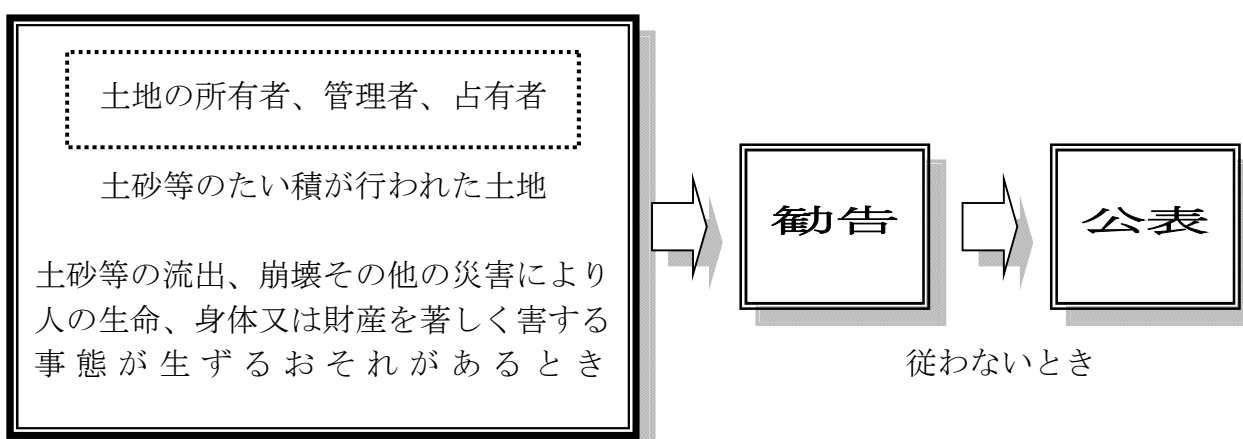
※ 試料採取の方法は、表層から50 cmまでの土壌を均等に採取する方法でも差し支えないが、その場合には、その旨を明示すること。

1 1 命令等

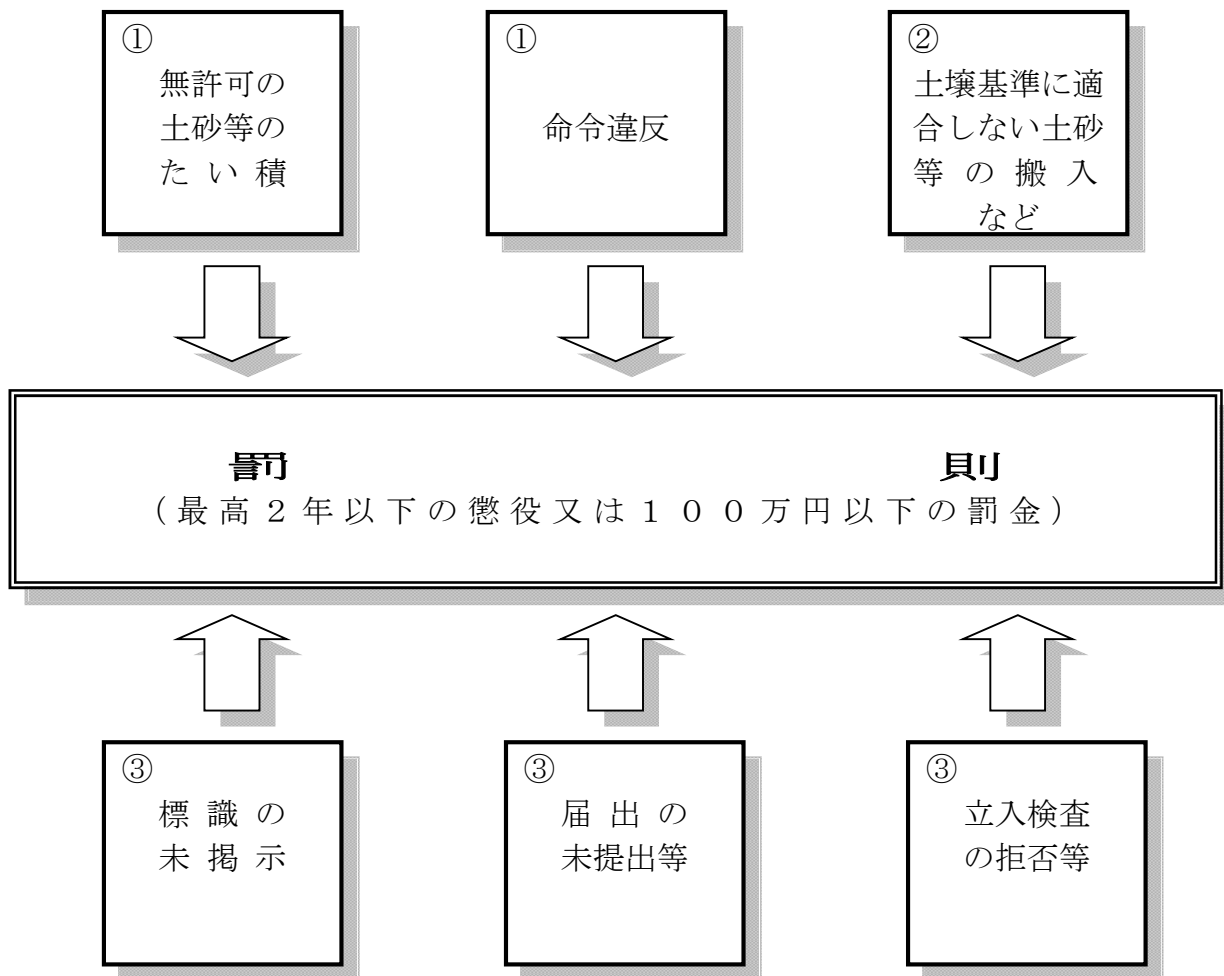
(1) 命令



(2) 勧告



1 2 罰則



罰則の内容 (上の○数字に対応する)

- ① 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ② 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ③ 50万円以下の罰金
- ④ 30万円以下の罰金 (変更・着手・完了等の届出をしない者又は虚偽の届出をした者)

1 3 書類等の提出先等

(1) 書類の提出先

書類は、環境推進課（熊谷市役所江南庁舎 2 階）に提出してください。

(2) 提出部数

全ての届出及び許可申請について、正副それぞれ 1 部ずつ合計 2 部 必要です。原則として、書類の補正が終わり、**全て揃うまで申請は受理しません**。

(2) その他注意事項

ア 隣接地主の同意書は地主の署名・押印が必要です。（書式は任意）

イ 代理人が申請を行う場合、必ず委任状を提出してください。（書式は任意）

ウ たい積区域に土を搬入する方法や経路等を明らかにしてください。

エ 必要に応じて、経路とする道路の管理者等と事前に協議・届出等を行ってください。

オ 農地改良等を目的とした土砂等のたい積において、農地法の届出又は許可申請を行う場合には、農業委員会へ届出又は許可申請をした旨が分かる書類を提出してください。

カ 山林・平地林等の伐採を伴う土砂等のたい積については、森林法による伐採の届出が必要となる場合があります。詳しくは農業振興課へお問い合わせください。

キ 土地の一部にたい積を行うときはたい積する場所が分かるような図面を添付してください。

ク 土砂等のたい積に着手するときは、土砂等のたい積の着手届出書を提出の上、その期日・時間を環境推進課へ連絡してください。職員が立会いを行う場合があります。

ケ 工事の施工期間中、事業区域の見やすい場所に必ず標識を設置してください。

コ 必要に応じて、事業者又は施工者に対し、報告又は資料の提出を求める場合がありますので、その際は指示に従ってください。

サ 隣接地主の同意を得ていても、周辺住民とのトラブルを避けるため、必要に応じて周知を図り、事前に理解を得るよう努めてください。

1 4 提出書類一覧 ※提出はそれぞれ正副1部ずつ合計2部提出

(1) 許可申請時提出するもの ※農地改良を目的とした土砂等のたい積で、農地法の届出又は申請を伴うときは、兼用できる書類は写しでも可とする。(その際は、農地法申請書の写しを添付すること。)

1	土砂等のたい積の許可申請書	2部	たい積に関する計画を添付
2	申請者の住民票の写し(法人は登記事項証明書)	2部	3か月以内にとったもの
3	施工者の住民票の写し(法人は登記事項証明書)	2部	3か月以内にとったもの
4	土地の登記事項証明書	2部	最新のものであること(申請者と所有者が異なる場合、7番の現所有者の同意書が必要)
5	公図の写し(申請地・隣接者氏名を明記)	2部	原則として法務局公図
6	申請者の預金残高証明書と工事見積書	2部	申請者に負担がない場合は、そのことを証明する書類を添付(契約書等)
7	隣接地主同意書(たい積工事に関する同意、書式自由)	2部	申請地に線と点で接する全ての土地(道水路除く)の地主の同意(署名・押印)が必要
8	住宅地図	2部	申請地を表示すること
9	都市計画図	2部	申請地を表示すること
10	平面図(完了時及び最大たい積時)	2部	断面図の線を表示・寸法を記入する
11	断面図(完了時及び最大たい積時)	2部	寸法を記入する
12	搬入経路図	2部	土砂等の排出先から申請地までの経路を朱書き等で示すこと
13	道路等管理者と協議した書面	2部	例:管理課「大型車両通行届出書」(要受付印)等の写し※農転を伴うものは不要
14	農地転用許可申請書又は農地改良届出書の写し	2部	農転を伴う場合のみ申請書又は届出書(要受付印)等の写し
15	施工業者の法人市(町村)民税納税証明書	2部	前年度の法人市(町村)民税納付状況確認(申請年度の初回のみ提出が必要)
16	委任状(代理人選任届)	1部	代理人が申請・受領する場合のみ
17	その他必要とする書類	2部	特別に指示のあったもの
※以下は、必要な場合提出するもの(施工しない場合は不要)			
18	排水施設の平面図・断面図	2部	排水施設を施工するとき(寸法入)
19	崩壊防止施設の平面図・断面図	2部	崩壊防止施設を施工するとき(寸法入)
20	擁壁の構造図・断面図・背面図・構造計算書	2部	擁壁を施工するとき(寸法入)

- (2) 許可申請に変更がある時 ※住所・氏名等の変更やその他軽微な変更（高さ・のり面勾配の減少等）の場合は変更届出書を提出する。

番号	書類名称	番号	書類名称
1	変更許可申請書又は変更届出書	2	変更に係る書類

- (3) 許可後、工事着手時に提出するもの ※工事着手から10日以内に提出する。

番号	書類名称	番号	書類名称
1	土砂等のたい積の着手届出書		

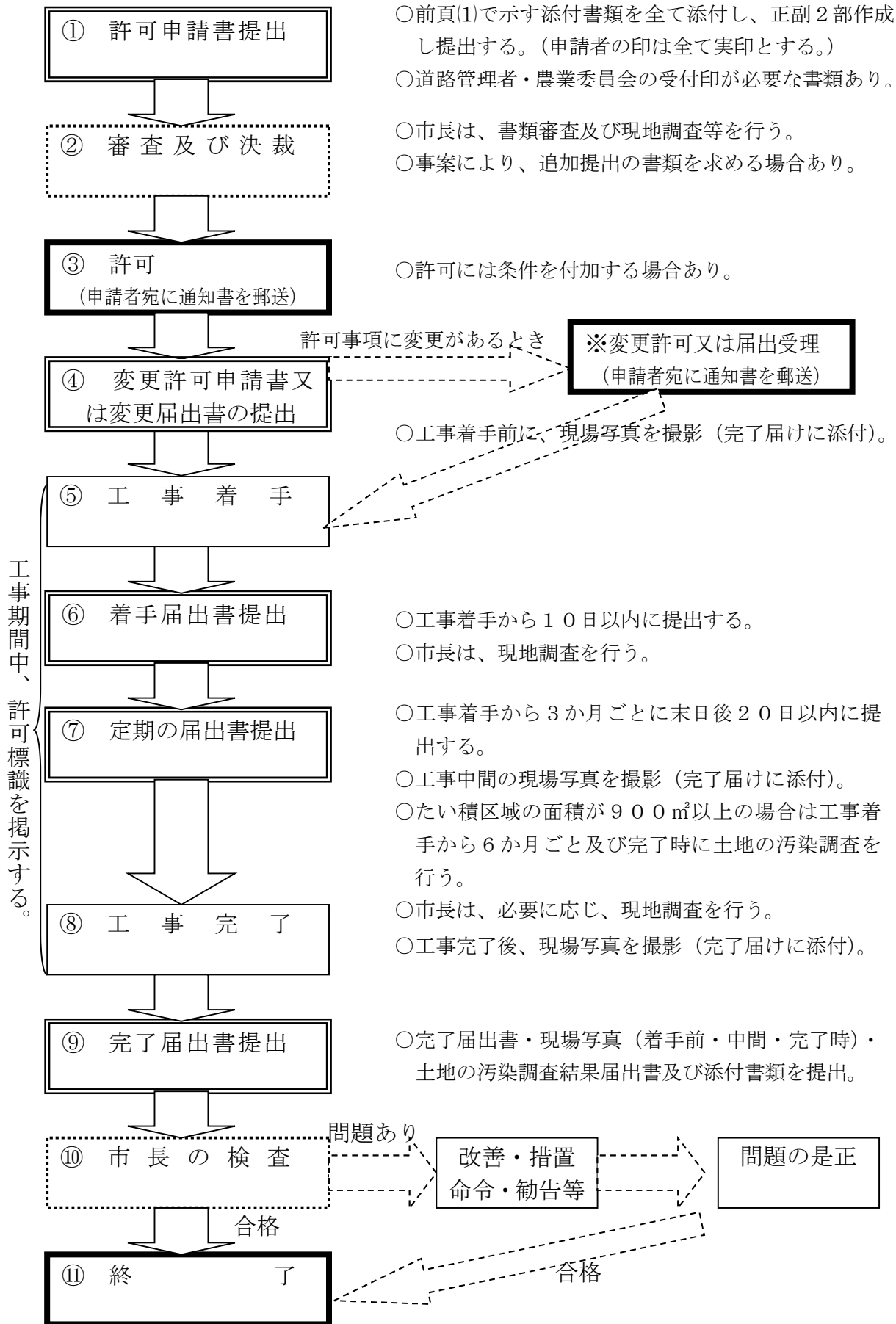
- (4) 工事施工中定期的に報告するもの ※着手後から3か月ごとに末日の20日以内に提出する。

番号	書類名称	番号	書類名称
1	土砂等のたい積に係る定期の届出書	2	添付書類（排出書類の写し及び写真）

- (5) 工事完了又は廃止後提出するもの ※完了・廃止した日から起算して10日以内に提出する。汚染調査結果届出書は着手後6か月ごと及び完了・廃止のときに調査し提出する。

番号	書類名称	番号	書類名称
1	土砂等のたい積の完了・廃止届出書	2	工事着手前・中間・完了時の写真
3	土砂等のたい積に係る土地の汚染調査結果届出書	4	3の添付書類

1 5 土砂等のたい積の許可の流れ



16 土砂等のたい積に係るチェックリスト

申請者

たい積の場所

番号	項目	チェック	備考
1	許可申請書に添付書類を全て添付の上、正副2部提出したか。	<input type="checkbox"/>	年 月 日
2	許可決定通知書が申請者に郵送で通知され、受理したか。	<input type="checkbox"/>	年 月 日 許可番号 号
3	許可を受けた事項に変更が生じた場合、変更許可申請書又は変更届出書を提出したか。	<input type="checkbox"/>	年 月 日
4	工事着手前に完了届出書に添付するための現場写真を撮影したか。	<input type="checkbox"/>	※全景（道路との関係含む）を撮影
5	許可番号等を記載した許可標識を作成し、現場に設置したか。	<input type="checkbox"/>	※工事期間中掲示すること（罰則あり）
6	工事着手にあたり、着手後10日以内に着手届出書を提出したか。	<input type="checkbox"/>	年 月 日
7	工事着手後3か月ごとに、末日後20日以内に定期の届出書を提出したか。	<input type="checkbox"/>	年 月 日
8	完了届けに添付するための工事施工中間時の現場写真を撮影したか。	<input type="checkbox"/>	※4と同様
9	工事着手から6か月ごとに及び完了時に土地の汚染調査を行ったか。	<input type="checkbox"/>	※900 m ² を境に取扱に注意すること
10	工事完了まで、許可番号等を記載した許可標識を現場に設置していたか。	<input type="checkbox"/>	※工事期間中掲示すること（罰則あり）
11	工事完了後、完了届出書に添付するための現場写真を撮影したか。	<input type="checkbox"/>	※4, 8と同様
12	完了届出書に現場写真（着手前・中間・完了時）を添付し、完了後10日以内に提出したか。	<input type="checkbox"/>	年 月 日
13	土地の汚染調査結果届出書に必要な書類を添付し、完了届出書とともに提出したか。	<input type="checkbox"/>	年 月 日
14	市の検査で問題があった場合に、改善命令や措置命令の指示に従ったか。	<input type="checkbox"/>	※なければ不要
15	市から、完了届出書及び工事施工に関し、問題がある旨の連絡を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	※問題がない場合特に連絡しない
16	その他遵守事項（ ）	<input type="checkbox"/>	※市から指導があった場合

付 録

- 土砂等のたい積の許可申請書
- 土砂等のたい積の変更許可申請書
- 土砂等のたい積の変更届出書
- 土砂等のたい積許可標識
- 土砂等のたい積の着手届出書
- 土砂等のたい積に係る定期の届出書
- 土砂等のたい積に係る土地の汚染調査結果届出書
- 土砂等のたい積の完了・廃止届出書
- 土砂等のたい積状況報告書

様式第1号（第4条関係）

土砂等のたい積の許可申請書

年 月 日

熊谷市長 富岡 清 あて

住 所

申請者 氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

別紙のとおり計画する土砂等のたい積について、熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けたいので申請します。

別紙

(表)
土砂等のたい積に関する計画

申請者	住所		
	氏名又は名称 (代表者氏名)		
土砂等の たい積	たい積区域	所在	熊谷市
		面積	m ²
	目的		
	土砂等のたい積に使用される土砂等の採取場所		
	最大たい積時において土砂等のたい積に用いる土砂等の数量		
	完了時における土地の形状		
	施工者	住所	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	
	周囲の生活環境の保全のための方策		
	排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画		
	その他災害、事故等の発生を防止するために採る措置		
	たい積期間		年 月 日～ 年 月 日
	土砂等のたい積に関する法令又は熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例以外の条例の規定による許可その他の処分		

(裏)

添付書類

- (1) 土砂等のたい積を行う者の印鑑登録証明書
- (2) 土砂等のたい積を行う者及びその施工者の住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- (3) 土砂等のたい積に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 土砂等のたい積を行う者が土砂等のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (5) 土砂等のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- (6) たい積区域を示す図面
- (7) たい積区域の位置を示す図面
- (8) 土砂等のたい積の完了時及び最大たい積時の平面図及び断面図
- (9) 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図
- (10) 擁壁の構造図、断面図、背面図及び構造計算書(擁壁を用いる場合に限る。)
- (11) その他市長が必要と認める書類

様式第4号 (第13条関係)

土砂等のたい積の変更許可申請書

年 月 日

熊谷市長 富岡 清 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号
〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

年 月 日付け第 号で受けた許可について、熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第10条第1項の規定による変更許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

変 更 事 項	
変 更 内 容	

様式第6号 (第16条関係)

土砂等のたい積の変更届出書

年 月 日

熊谷市長 富岡 清 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

年 月 日付け第 号で受けた許可について、下記のとおり変更する(した)ので、熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第11条の規定により届け出ます。

記

変 更 事 項	
変 更 内 容	

様式第8号 (第18条関係)

土 砂 等 の た い 積 許 可 標 識			
許可を受けた者	住 所		
	氏名又は名称 (代表者氏名)		
許可の概要	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日	年 月 日	
	た い 積 区 域	所 在	熊谷市
		面 積	m ²
	施 工 者	住 所	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	
		電 話 番 号	
土砂等のたい積 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日	
許可をした機関	名 称	熊 谷 市 長	

60 センチメートル以上

50 センチメートル以上

様式第9号 (第20条関係)

土砂等のたい積の着手届出書

年 月 日

熊谷市長 富岡 清 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

土砂等のたい積に着手したので、熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

土砂等のたい積の許可	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日		年 月 日
	たい積区域	所 在	熊谷市
		面 積	m ²
土砂等のたい積に着手した年月日			年 月 日

様式第10号 (第21条関係)

土砂等のたい積に係る定期の届出書

年 月 日

熊谷市長 富岡 清 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

熊谷市土砂等たい積の規制に関する条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

対 象 と な る 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日	
土砂等のたい積の許可	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日	年 月 日	
	たい積 区 域	所 在	熊谷市
		面 積	m ²
搬入した土砂等 ①	採 取 場 所		
	数 量		
搬入した土砂等 ②	採 取 場 所		
	数 量		
搬入した土砂等 ③	採 取 場 所		
	数 量		
搬入した土砂等 ④	採 取 場 所		
	数 量		

注 搬入した土砂等の採取場所が5以上の場合は、搬入した土砂等の欄を適宜増やすこと。

様式第11号（第22条関係）

土砂等のたい積に係る土地の汚染調査結果届出書

年 月 日

熊谷市長 富岡 清 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第17条の規定により、別紙のとおり届け
出ます。

別紙

土砂等のたい積に係る土地の汚染調査結果(採取地点)

調 査 年 月 日		年 月 日	
土砂等のたい積の許可	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日		年 月 日
	土地の区域	所 在	熊谷市
面 積			m ²
調 査 結 果			
カドミウム及びその化合物	方 法		
	測 定 値		
六価クロム化合物	方 法		
	測 定 値		
シアン化合物	方 法		
	測 定 値		
水銀及びその化合物	方 法		
	測 定 値		
セレン及びその化合物	方 法		
	測 定 値		
鉛及びその化合物	方 法		
	測 定 値		
ひ 砒素及びその化合物	方 法		
	測 定 値		
ふっ素及びその化合物	方 法		
	測 定 値		
ほう素及びその化合物	方 法		
	測 定 値		
	方 法		
	測 定 値		

注 調査対象物質の欄が不足する場合は、欄を適宜増やすこと。また、調査試料の採取地点等を明らかにする図面を添付するとともに、採取地点が増えるごとに適宜追加すること。

様式第12号 (第23条関係)

土砂等のたい積の完了・廃止届出書

年 月 日

熊谷市長 富岡 清 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

土砂等のたい積を完了(廃止)したので、熊谷市市土砂等のたい積の規制に関する条例第18条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

土砂等のたい積の許可	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日		年 月 日
	たい積区域	所 在	熊谷市
		面 積	m ²
完 了 (廃 止) し た 年 月 日			年 月 日

様式第17号(第26条関係)

土砂等のたい積状況報告書

年 月 日

熊谷市長 富岡 清 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔 法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名並びに電話番号 〕

年 月 日付け第 号で報告を求められた事項について、下記のと
おり報告します。

記

1 土砂等のたい積区域の所在 熊谷市

2 報 告 事 項

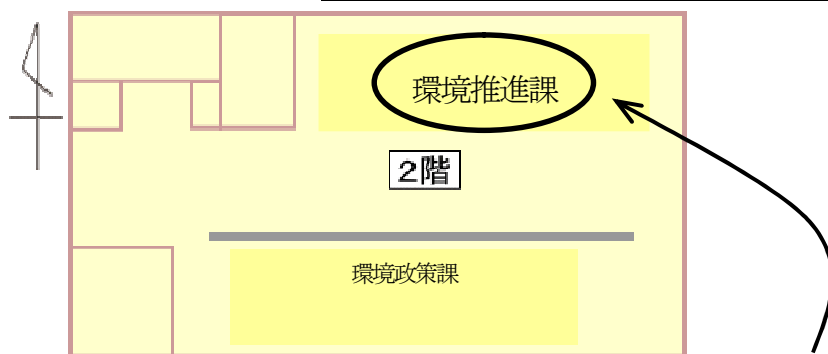
熊谷市役所江南庁舎のご案内



熊谷市役所江南庁舎 開庁時間：月曜から金曜(午前8時30分から17時15分)
〒360-0192 埼玉県熊谷市江南中央1丁目1番地
電話：048-536-1521 (代表)

土砂条例担当課は、

環境推進課：江南庁舎2階北側



担当課：環境部**環境推進課**

電話：048-536-1556 (直通)

Email:kankyosuishin@city.kumagaya.lg.jp